

事業承継税制が使いやすくなります！

平成25年度税制改正で事業承継税制（非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度）が拡充され、中小企業の皆さまにご活用いただきやすくなります！

事業承継税制とは？

中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減（相続：80%分、贈与：100%分）制度です。

<税制改正のポイント>

(1) 事前確認の廃止 ～手続の簡素化

現在 制度利用の前に、経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要あり。

➡ **平成25年4月～** 事前確認を受けていなくても制度利用が可能に。



(2) 親族外承継の対象化 ～親族に限らず適任者を後継者に

現在 後継者は、現経営者の親族に限定。

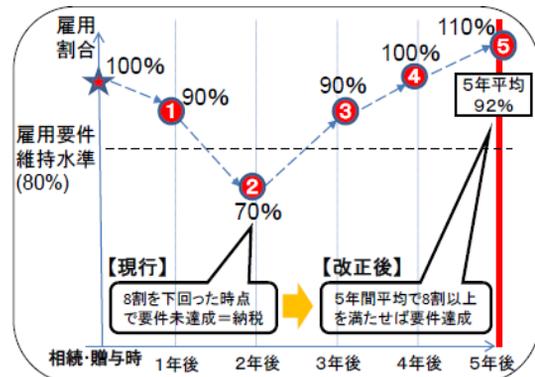
➡ **平成27年1月～** 親族外承継を対象化。



(3) 雇用8割維持要件の緩和 ～毎年の景気変動に配慮

現在 雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。

➡ **平成27年1月～** 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。



※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

(4) 納税猶予打ち切りリスクの緩和

～利子税負担を軽減

現在 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。



平成27年1月※

平成27年1月※

利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)。
承継5年超で、5年間の利子税を免除。

～事業の再出発に配慮

現在 相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。



平成27年1月※

民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、一部免除。

(5) 役員退任要件の緩和 ～現経営者の信用力を活用

現在 現経営者は、贈与時に役員を退任。



平成27年1月※

贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。(有給役員として残留可)

※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

(6) 債務控除方式の変更

～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

現在 猶予税額の計算で現経営者の個人債務・葬式費用を株式から控除するため、猶予税額が少なく算出。



平成27年1月～

現経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

<事業承継税制のお問い合わせ先>

部局名	電話番号	担当地域
北海道経済産業局 産業部 中小企業課	011-709-1783(直通)	北海道
東北経済産業局 産業部 中小企業課	022-221-4922(直通)	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局 産業部 中小企業課	048-600-0323(直通)	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748(直通)	富山、石川、岐阜、愛知、三重
近畿経済産業局 産業部 中小企業課	06-6966-6023(直通)	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 産業部 中小企業課	082-224-5661(直通)	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局 産業部 中小企業課	087-811-8529(直通)	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5447(直通)	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	098-866-1755(直通)	沖縄